

姫路市中小企業等

原油価格・

物価高騰支援金の

申請期間を延長します!



申請期間

郵送にて申請してください。
(申請様式は下記HPよりダウンロード)

令和4年 **11.10 (木) ~**
1.13 (金)
令和5年

※申請受付期間中の消印有効
※変更前 令和4年11.10(木)~12.9(金)

支給額

<1事業者あたり>

法人 **20**万円

個人事業主 **10**万円

申請要件

詳細は募集要項をご確認ください。

(変更)

- 1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
- 2 姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人(個人事業主にあつては姫路市内に住民票上の住所地を有すること、中小企業団体にあつては姫路市内に主たる事務所を有すること)

- 3 事業用として支払った電気・ガス・燃料油(ガソリンなど)の支払総額(販売目的分を除く)が5万円以上であること(下記の期間のうち任意の1か月分)
令和4年4月~8月 ⇒ 令和4年4月~11月

- 4 姫路市福祉施設等物価高騰特別対策給付金事業の対象事業者でないこと

※姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金募集要項に掲げる対象外事業者でないこと。



問い合わせ先(提出先)



姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金事務局 (姫路市産業振興課内)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL.050-2017-3203 (土日祝12/29~1/3を除く
午前9時から午後5時)

※詳細はホームページをご確認ください。

姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022091.html>

